

報道関係者 各位

令和8年10月16日（金）

【照会先】

徳島労働局労働基準部監督課

監督課長 松浦 和久

監察監督官 森田 宏明

（電話） 088-652-9163

## 労働局長が長時間労働の削減等に取り組む「ベストプラクティス企業」を訪問し、トップと意見交換をします

～ 株式会社井上組（美馬郡つるぎ町）の取組内容を紹介 ～

徳島労働局（局長 亀井崇）は、「過労死等防止対策推進法」に基づき定められている「過労死等防止啓発月間」である11月に、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進する「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

このキャンペーンの一環として、県内企業における取組の気運の醸成を図るために、労働局長が、長時間労働の削減や年次有給休暇取得促進等に積極的に取り組む「ベストプラクティス企業」を訪問します。

今年度は、株式会社井上組（本社所在地：美馬郡つるぎ町半田字西久保342-3）に、同社の長時間労働削減等の働き方改革に向けた先進的な取組内容を紹介いただいた上で、同社の代表取締役の井上惣介<sup>いのうえそうすけ</sup>氏と意見交換を実施します。

意見交換は、報道機関に公開の上、11月5日（木）13:30から、清月屋敷（美馬市穴吹町穴吹市ノ下100-6）で行います。当日の流れ等は以下のとおりです。

長時間労働の削減等は、労働時間の適正な把握をはじめ、不断の取組によって実現するものです。そうした取組の実際にふれ、ご紹介いただける貴重な機会です。事後の取材もお受けしますので、ぜひ、現地で取材いただきますようお願いいたします。

取材いただける場合は、10月30日（金）16:00までに、上記の担当者あてご連絡をお願いします。

### ○ 「ベストプラクティス企業」訪問とは

地域において長時間労働の削減に向けて積極的に取り組んでいる企業を労働局長が訪問し、経営層との意見交換や取組事例について、報道機関等を通じて広く紹介することにより、過重労働解消に向けた地域の気運の醸成を図ります。徳島労働局の近年の対象企業は以下に掲載しています。

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/\\_120529.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_120529.html)

1 対象となる令和8年度「ベストプラクティス企業」  
株式会社井上組 （美馬郡つるぎ町半田字西久保 342-3）  
（参考）同社ウェブサイト <https://inouegumi.net/>

2 実施日時  
令和8年11月5日（木）13:30～ （1時間半程度を予定）

3 実施場所  
清月屋敷 2階 （美馬市穴吹町穴吹市ノ下 100-6）  
（参考）清月屋敷ウェブサイト <https://seigetsuyashiki.com/>

※ 今回、実施場所は同社の本社所在地と異なりますので、ご注意ください。  
代表取締役の井上惣介氏のほか、同社の取組（下記5）の実務担当者、また、  
つるぎ町の関係各位（下記4）もご参加いただけることとなりました。

4 出席者  
徳島労働局 局長 亀井崇 ほか  
株式会社井上組 代表取締役 井上惣介氏 ほか  
※ ほか、つるぎ町 副町長 古城忠美氏及びつるぎ町商工会関係者もご参加

- 5 実施内容
- 株式会社井上組の取組内容のご紹介
    - ① 建設業における働き方改革の具体的な取組
    - ② DXによる生産性向上の取組
  - 労働局長と井上社長の意見交換

6 当日の流れ

| 実施事項                                                     |          |
|----------------------------------------------------------|----------|
| 訪問の趣旨の説明、双方の挨拶<br>（労働局長、井上社長）                            | 計 15 分程度 |
| 会社概要及び長時間労働削減等の働き方改革に向けた<br>具体的な取組のご説明<br>（株式会社井上組 ご担当者） | 計 30 分程度 |
| 意見交換                                                     | 30 分程度   |